

米の将来価格に関する実務者勉強会とりまとめ案

1 はじめに

- 生産者、集荷業者、卸売業者及び実需者といった米の生産や流通に関わる事業者（以下「各事業者」という。）は、**収穫量の増加・減少リスクや価格変動リスク**にさらされており、川上川下を問わず、**安定した価格・数量での取引**を求めている。
- 安定した価格・数量での取引を拡大していくためには、**予め価格・数量を定めた、複数年契約などの事前契約の拡大等が課題**となるが、現状では、事前に定めた価格が受渡時点での現物価格と乖離することにより「勝ち」「負け」が生じることを憂慮し、価格を定めた事前契約が伸長していない。
- こうした状況において、米の将来価格の動向が分かれば、事前契約の締結に際して価格決定の一助となるほか、生産者が需要に応じた生産を行う際の判断材料の一つとなることが期待されるため、米の現物取引を補完する観点から、将来価格の動向を把握するための方法について各事業者の目線で検討し、その内容を取りまとめたものである。

2 将来価格が明らかになる意義

- 一般的に言って、**米の価格動向**がどのようになるかについては、幅広い関係者の関心の高いところである。将来的に**広く社会で共有できる指標**としての将来価格が明らかになれば、生産者は、米の品種選択や麦、大豆等との作物選択の参考とすることができるほか、川上と川下との間でも将来価格の相場感が共有されることが期待される。
- また、関係者の経営の視点に立っても、
 - ・ **生産者**であれば、播種前に（場合によっては複数年間にわたって）売上げの予想が立つことで、設備投資に必要な資金計画を立案することができ、**中長期的な見通し**をもって経営を行うことが可能となり、
 - ・ **卸売業者や実需者**であれば、**原料価格の見込み**が事前に得られることで、商品設計において費用と利益をより正確に見積もることが可能となる。さらに、将来的に**産地品種銘柄ごと**に需給状況や期待に基づく将来価格が形成されることとなれば、将来時点の**価格交渉の拠りどころ**となることで、価格も定めた**事前契約が拡大**することも期待される。

3 予め取引価格を定め得る取引形態

- 米の取引は、現在、相対取引が主体であり、わずかながら市場取引が存在している。
- こうした中で、米の取引形態を類型化すると、以下のとおりであるが、予め取引価格を定め得る取引形態としては、現時点で行われている「**現物先渡相対取引**」と現時点では行われていない「**現物市場先渡取引**」及び「**先物市場取引**」の3つが想定される。

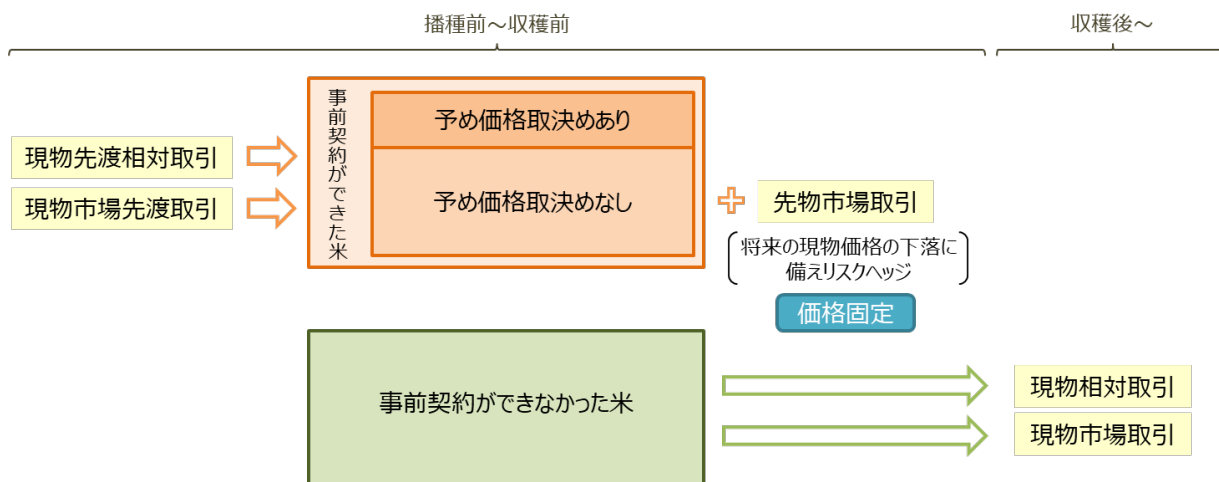
取引	現物 相対取引	売り手と買い手が量や価格等の 取引条件を交渉して成立する取引	現物相対取引 (現物スポット取引)	通常、売買の成立から間を置かず、米とその対価の授受を実施 現に売り手の元にある米を対象に売買
			現物先渡相対取引 (事前契約取引)	将来の一定の時期に米とその対価の授受を実施（価格取決めの ある収穫前契約、播種前契約、複数年契約） 現に売り手の元にある米が対象になるとは限らない
	現物市場 取引	定められたルールに従って 価格が決定し、売買が成立する取引	現物市場取引	通常、売買の成立から間を置かず、米とその対価の授受を実施 現に売り手の元にある米を対象に売買
			現物市場先渡取引	将来の一定の時期に米とその対価の授受を実施 現に売り手の元にある米が対象になるとは限らない
	先物市場 取引		先物市場取引	将来の一定の時期に米とその対価の授受等を実施 売り手又は買い手が売買当事者の立場を第三者に渡すことに よって、一旦成立した取引関係から離脱できる 現に売り手の元にある米が対象になるとは限らない

4 価格変動リスクを抑えるために複数の米取引を組み合わせる活用する例

- 生産者等が将来の価格変動に対するリスク抑制を行う場合の手法のひとつとして、現物相対取引や現物市場取引に加え、予め取引価格を決めることのできる取引形態（現物先渡相対取引、現物市場先渡取引及び先物市場取引）を組み合わせる活用することが想定される。
- こうした米取引の組み合わせ活用の具体的方法は様々なものが想定されるが、過去に実際に行われていた事例などを参考に想定されるいくつかの具体的方法を次のとおり例示する。

【事例 1】

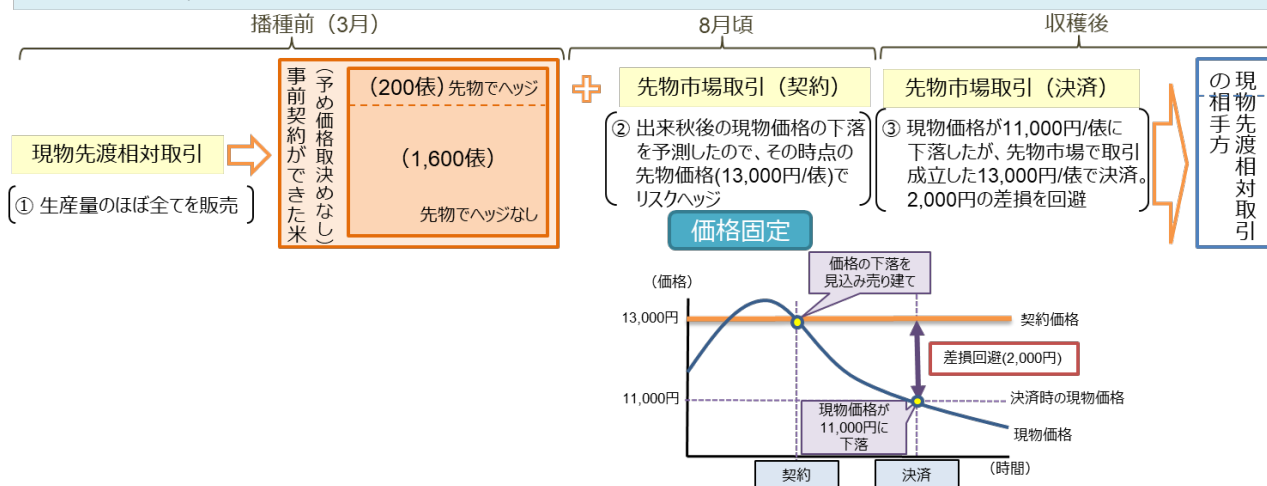
- ① 収穫前に売り先を確保するため、可能な限り、収穫前に相手方と事前契約取引（現物先渡相対取引、現物市場先渡取引）を積み上げ、それができなかった米は、収穫後、現物相対取引又は現物市場取引により販売。
- ② 先物市場取引を活用した場合、将来の販売価格を固定することも可能。収穫前に相手方と事前契約できた取引のうち、予め価格を決めることができなかったものについては、仮に先物市場で希望する価格で売れば、将来の現物価格が下落した場合のリスクヘッジに。



- この事例は、収穫前の時点で売り先を確保するために事前契約に取り組むものの、価格を取り決めるまでには至らないことが多いという米取引の実態を踏まえた想定事例である。この事例においては、価格取決めがある事前契約をした米に加え、事前契約で予め価格取決めができなかった米についても先物市場取引で販売することによって、収穫前に将来価格を決めることができる。

【事例 2】

- ① 生産するほぼ全ての米を、播種前（3月）に価格取決めのない現物先渡相対取引により契約。
- ② 8月時点の先物価格が13,000円/俵である一方、出来秋以降の現物価格はそれよりも下落すると予測。このため、生産見込量の一部について、13,000円/俵で先物市場で売り建て、取引成立。
- ③ 出来秋になり、現物価格が11,000円/俵に下落し、①で契約した現物先渡相対取引の価格も11,000円/俵で決定。このため、②の先物市場取引を決済し、2,000円/俵の差損を回避（※）。

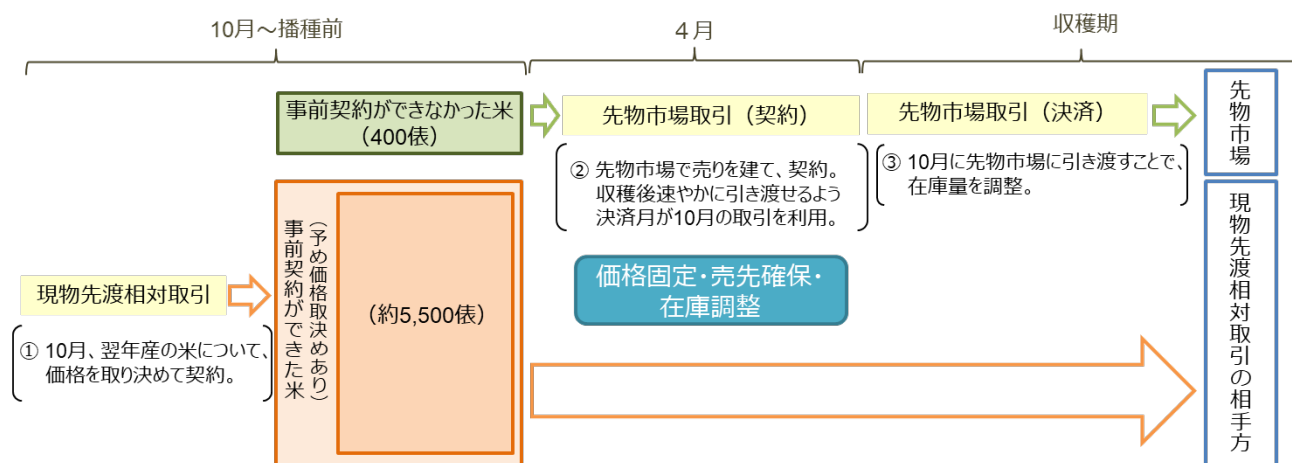


※ 予測に反し、先物市場で取引成立した価格より現物相対取引の価格が上昇した場合は、現物相対取引では利益が発生する一方、先物市場では損失が生じ、これらが相殺されることになる。

- この事例は、収穫前の時点で、価格取決めのない事前契約を結んだ生産者が、現物価格の変動に対し、先物市場取引を活用してリスクヘッジを行っていたという実際の事例に基づく想定事例である。この事例は、先物市場取引の活用によって収穫前に将来価格を決めることができるという点で事例①と共通している。

【事例 3】

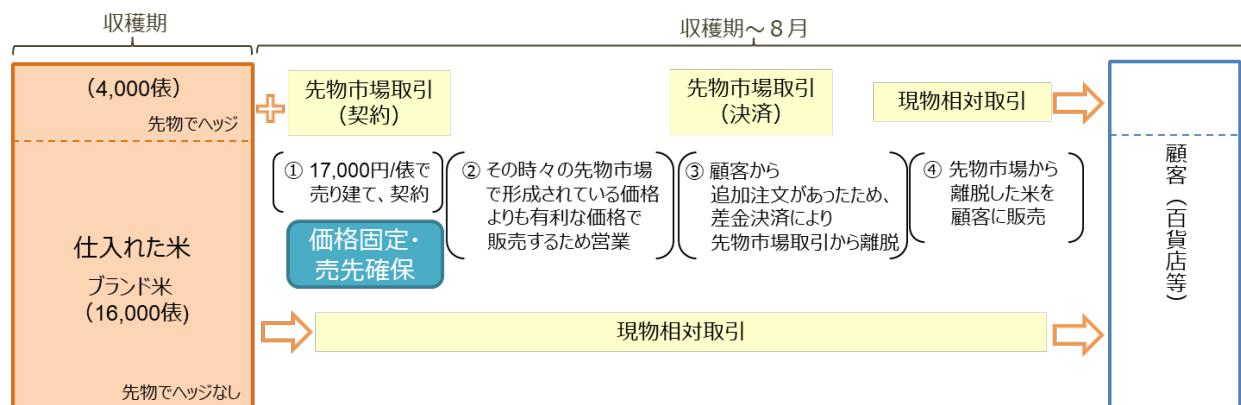
- ① 10月頃から、翌年産の米について価格取決めのない事前契約（現物先渡相対取引）を取引先と締結。
 ② 保管能力に限りがあるため、事前契約していない分については、収穫後に速やかに売り渡せるよう、収穫年の4月に先物市場取引で10月限月（決済月が10月）で売りを建て、取引成立。
 ③ ②の先物市場取引を10月に決済し、引き渡すことで、在庫量を保管能力の範囲内に調整。



- この事例は、生産者が事前契約できなかった米の価格を固定するとともに、収穫期に入庫する米の量が保管能力を超えないようにすることを目的として、先物市場取引を活用していた実際の事例に基づく想定事例である。この事例においては、生産者は自身の保管能力を超える量を生産しており、安定供給義務を負わない米（事前契約していない分）について収穫後速やかに売り渡したいと考えている。先物市場を活用することで、事前契約していなかった米について、価格を決められるだけでなく、受渡しを10月に行うと取り決めておくことで収穫後に速やかに引き渡すことができる。

【事例 4】

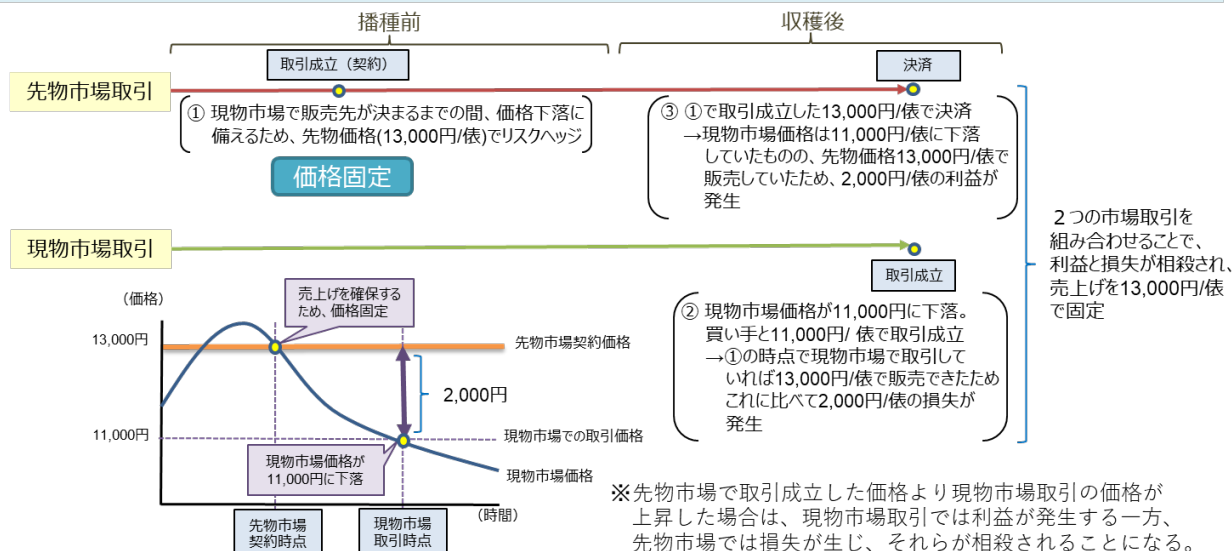
- ① 顧客への販売予定量に2割程度を上乗せして仕入れ。この上乗せ分の販売先として先物市場取引を活用。先物価格17,000円/俵で売り建て、取引成立。履行期は収穫翌年の8月。
- ② 8月までの間、①の上乗せ分について、①の先物価格よりも有利な価格での販売を目指し、現物相対取引による販売先に営業。
- ③ 顧客から追加注文があった場合には、差金決済により①の先物市場取引から離脱。先物市場から離脱した米は、現物相対取引により、そのまま追加注文のあった顧客に販売。
- ④ 顧客からの追加の注文がなかった場合には、そのまま先物市場で決済（引き渡し）。



- この事例は、販売予定数量より多めに仕入れた分の販売先として先物市場取引を活用していた実際の事例に基づく想定事例である。この卸売業者は、品質を重視する百貨店等を顧客としていることから、専ら指定された生産者から仕入れているという事情がある。この事例においては、取引先から追加の注文があれば、先物市場取引から離脱し、手元の米をそのまま顧客（百貨店等）に渡すことで、顧客の品質ニーズに応えた納品ができるというメリットがある。

【事例 5】

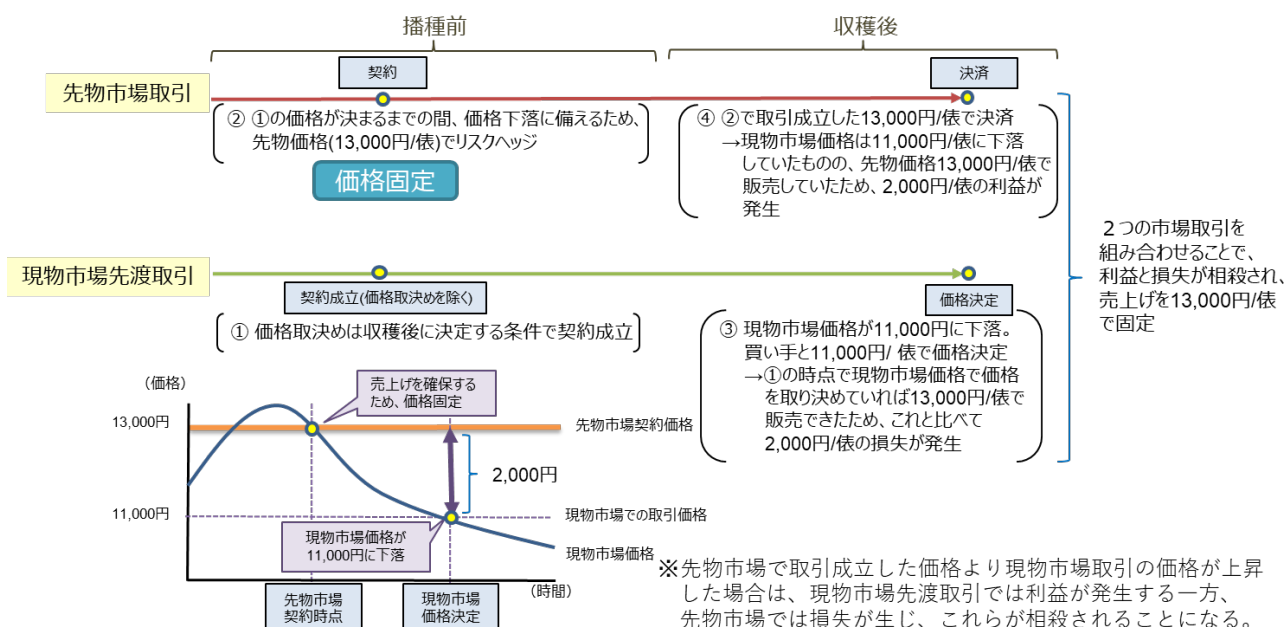
- ① 播種前に事前契約できなかった米について、現物市場で販売先が決まるまでの間の価格下落リスクに備えるため、先物市場で売り建て、13,000円/俵で取引成立。
- ② 収穫後、現物市場価格が11,000円/俵に下落し、現物市場で買い手と11,000円/俵で取引成立。
- ③ ①の先物市場取引を決済し、2,000円/俵の差損を回避（※）。2つの市場取引を組み合わせることで売上げを13,000円/俵で固定。



○ 新たな現物市場が開場したことによって、現物市場と先物市場のそれぞれの機能を補完して一体的に行う、新たな米の取引の方法が想定できる。この事例は、その一例であり、播種前に事前契約できなかった米について、現物市場で販売先が決まるまでの間の価格変動リスクに備えるため、先物市場を活用するというものである。この事例では、2つの市場取引を組み合わせることにより、播種前に予め売上げを固定することができる。

【事例6】

- ① 価格の取決めは収穫後に行うことを条件に、播種前に現物市場先渡取引で買い手と契約。
- ② 契約から価格決定までの間の価格下落リスクに備えるため、先物市場で13,000円/俵で売りを建て取引成立（契約）。
- ③ 収穫後、現物市場価格が11,000円に下落し、①で契約した現物市場先渡取引の価格も11,000円/俵で決定。
- ④ ②の先物市場取引を決済し、2,000円/俵の差損を回避（※）。2つの市場取引を組み合わせることで売上げを13,000円/俵で固定。



○ 新たな現物市場が開場したことによって、現物市場と先物市場のそれぞれの機能を補完して一体的に行う、新たな米の取引の方法が想定できる。この事例は、その一例であり、価格の取決めは収穫後に行うことを条件に播種前に現物市場先渡取引をした米について、価格決定までの間の価格変動リスクに備えるため、先物市場を活用するというものである。この事例でも、事例5と同様に2つの市場取引を組み合わせることにより、播種前に予め売上げを固定することができる。

5 まとめ

- 国産米の安定的な取引を持続するためには、需要に応じた生産の推進や、事前契約の拡大に継続して取り組んでいくことが重要であり、供給側に着目し、再生産可能な価格水準の確保の重要性について指摘する意見もみられた。
- その中で、米取引において将来価格を決めることは、先を見通した経営や需要に応じた生産の実現等に寄与するなど、各事業者にとってメリットとなるものと考えられる。
- 現物相対取引や現物市場取引に加え、予め取引価格を決めることのできる取引形態（現物先渡相対取引、現物市場先渡取引及び先物市場取引）を**組み合わせて活用**することにより、生産者等が将来の価格変動に対する**リスク抑制**を行う場合の選択肢が広がることが期待される。
- 特に、最近、新たな現物市場が開設されており、米取引の方法に広がりが見られつつある。今後、将来価格を決めることができる取引の選択肢が増え、これが広く関係者がそれぞれの事情に応じ活用するようになることが重要である。

(以上)